

## 沖縄防衛局達第5号

沖縄防衛局における優秀工事等顕彰実施要領に関する達を次のとおり定める。

平成21年4月1日

沖縄防衛局長 真部 朗

### 沖縄防衛局における優秀工事等顕彰の実施に関する達

改正 平成28年4月1日沖縄防衛局達第2号

改正 令和2年2月20日沖縄防衛局達第2号

#### (目的)

第1条 沖縄防衛局及び名護防衛事務所が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に付随する測量等の調査、設計及び監理その他の事業をいう。以下同じ。）に関し、その目的物の出来形又は品質の優れているものであって、他の模範とするにふさわしい又は調達業務の円滑な遂行に協力若しくは援助があり、その功績が認められるもの（以下「他の模範等」という。）を優秀工事等として選定し、顕彰することにより、入札参加者の受注意欲を高め、建設工事及び業務目的物の品質確保を図る等、施設取得の円滑な推進に資することを目的とする。

#### (優秀工事等)

第2条 優秀工事等は、次の各号に掲げるものとし、その意義はそれぞれ当該各号によるものとする。

##### (1) 優秀工事

工事目的物の品質及び出来形が優れており、他の模範等となる工事をいう。

##### (2) 優秀工事技術者

工事に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範等となる現場代理人又は主任（監理）技術者をいう。

##### (3) 優秀業務

建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務等において、実施状況及び成果物が優れており、他の模範等となる業務をいう。

##### (4) 優秀業務技術者

建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務等において、業務に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範等となる管理技術者又は担当技術者をいう。

#### (優秀工事選定基準)

第3条 優秀工事は、次の各号の要件を満たすものであって、他の模範等となるものを第2項の選定対象工事の中から選定する。

(1) 当該工事の工事成績評定点が原則として80点以上であること。

(2) 選定対象業者が、前年度の顕彰の決定の日以降に建設業法による営業停止命令を受けていないこと、及び当該局から、口頭注意以上の措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けていないこと。

(3) 選定対象業者が、当該工事の契約期間中に当該局から口頭注意以上の措置（指名停

止、文書注意、口頭注意)を受けていないこと。

2 選定対象工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 困難な条件下にもかかわらず、工程管理や安全管理が優れ、工期内に工事目的物を完成させたもの
- (2) 工事の実施に当たって、発注者や要求機関のニーズを的確に反映したもの
- (3) 新技術を取り入れ、品質向上に寄与するなど先進的な姿勢が伺えるもの
- (4) 調達業務の円滑な遂行に協力又は援助があり、その功績が認められるもの
- (5) 地域に根ざし当該地域住民に信頼が置かれていること又は地域に精通していることにより円滑かつ良質な施工を行ったと認められるもの

(優秀工事技術者選定基準)

第4条 優秀工事技術者は、次の各号の要件を満たすものであって、当該工事に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範等となるものを選定する。

- (1) 優秀工事として顕彰された工事の現場代理人又は主任(監理)技術者であること。
- (2) 成績評点項目の配置技術者の評価がaであること。
- (3) 優秀工事として顕彰された場合であっても、該当なき場合は選定しないことができる。

(優秀業務選定基準)

第5条 優秀業務は、次の各号の要件を満たすものであって、他の模範等となるものを第2項の選定対象業務の中から選定する。

- (1) 当該業務の業務成績評定点が原則として80点以上であること。
- (2) 選定対象業者が、前年度の顕彰の決定の日以降に建設業法による営業停止命令を受けていないこと、及び当該局から、口頭注意以上の措置(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けていないこと。
- (3) 選定対象業者が、当該業務の契約期間中に当該局から口頭注意以上の措置(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けていないこと。

2 選定対象業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 困難な条件下にもかかわらず、実施状況及び成果物の内容が優れ、工期内に成果物を完了させたもの
- (2) 業務の遂行にあたって、発注者や要求機関のニーズを的確に反映し、優れた成果をあげたもの
- (3) 新技術を取り入れ、業務目的物の品質の向上に寄与するなど、先進的な姿勢が伺えるもの
- (4) 調達業務の円滑な遂行に協力又は援助があり、その功績が認められるもの
- (5) 地域に根ざし当該地域住民に信頼が置かれていること又は地域に精通していることにより円滑かつ良質な業務を行ったと認められるもの

(優秀業務技術者選定基準)

第6条 優秀業務技術者は、次の各号の要件を満たすものであって、当該業務に関する技術に優れ、熱意があり、他の模範等となるものを選定する。

- (1) 原則として、優秀業務として顕彰された業務を統括・管理した管理技術者であること。ただし、専任の程度等を勘案し、担当技術者とするのが妥当と判断される場合

は、当該業務の担当技術者とすることができる。

(2) 優秀業務として顕彰された場合であっても、該当なき場合は選定しないことができる。

(優秀工事等の推薦)

第7条 調達部の各課長及び名護防衛事務所長は、前年度に完成した建設工事及び完了した業務に関し、工事監督官、工事検査官等の意見を踏まえ、第3から第6の優秀工事等選定基準に準じて、優秀工事等の選定候補を毎年4月30日までに調達部長に推薦するものとする。

(優秀工事等選定委員会の設置等)

第8条 優秀工事等を選定する目的として、沖縄防衛局に優秀工事等選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 委員長 調達部長

(2) 委員 調達部次長、調達部の各課長、名護防衛事務所長、名護防衛事務所次長及び名護防衛事務所建設課長

3 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

4 委員会は、委員の2/3以上の出席で開催され、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を聞くことができる。

5 委員会の庶務は、調達部調達計画課において行うものとする。

(優秀工事等の選定及び報告)

第9条 調達部長に推薦された優秀工事等の候補について、第3条から第6条の選定基準に基づき委員会で審査を行い、委員長が優秀工事等を選定し、局長に報告するものとする。

(顕彰の方法)

第10条 前条の規定により選定された優秀工事等に対し、調達部長が顕彰状を授与する。ただし、選定された業者が、顕彰の決定の日から顕彰状の授与の日までの間に、建設業法による営業停止命令又は当該局から口頭注意以上の措置(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けた場合は、当該業者に対する顕彰の決定を取り消すものとする。

2 顕彰状の授与は、原則として毎年7月1日とする。ただし、調達部長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 顕彰状に添えて副賞を授与することができる。

(感謝状の贈与)

第11条 本要領により顕彰された優秀工事等若しくは沖縄防衛局に協力し又は沖縄防衛局を援助して、その功績が著しいと認められる建設工事及び業務については、沖縄防衛局の表彰等に関する達(平成19年沖縄防衛局達第36号)等に基づく感謝状の贈与の対象として、局長に上申するものとする。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日沖縄防衛局達第2号)

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月20日沖縄防衛局達第2号）  
この達は、令和2年4月1日から施行する。